

税制が変わる。地方を変える。

地方法人特別税

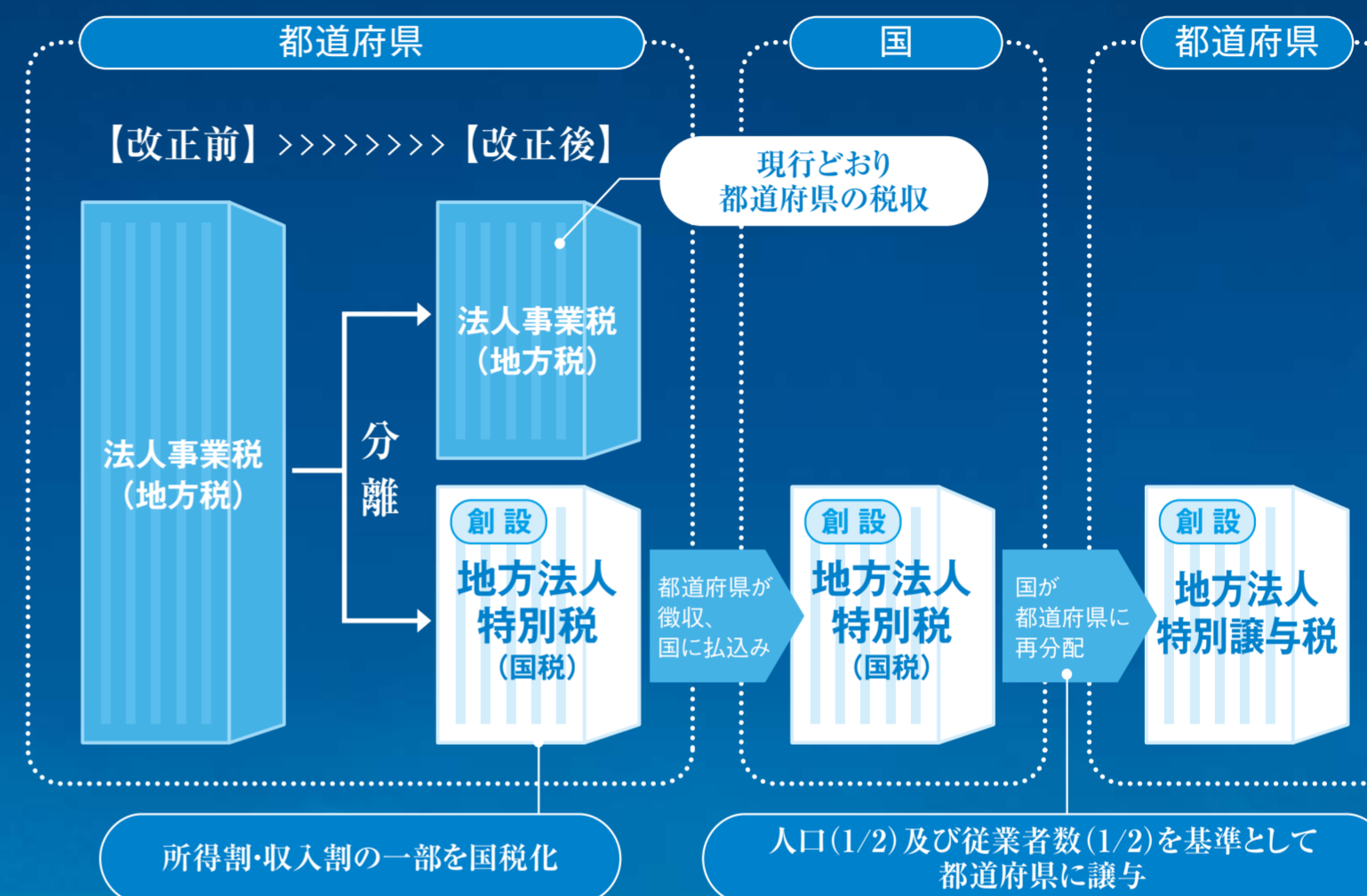
平成20年10月1日から

法人事業税と
あわせて
申告納付

税負担は
増えません

地域間の税源格差を縮小するための暫定措置として、法人事業税の一部を分離し、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税が創設されました。

■制度の流れ



ポイント

- 平成20年10月1日以後に開始する事業年度から、地方法人特別税の申告納付が必要となります。
- 地方法人特別税は、法人事業税とあわせて都道府県に申告納付します。
- 法人事業税の一部を分離し、地方法人特別税とする制度となっているため、税負担が増えることはありません。

お問い合わせ先：各都道府県の法人事業税担当課

総務省・全国地方税務協議会

【総務省アドレス】<http://www.soumu.go.jp>
【全国地方税務協議会アドレス】<http://www.zenzeikyo.jp>

地方税の電子申告を行うには
エルタックス
eLTAX

◎環境にやさしい大豆油インキを使用しています。
◎環境に配慮した再生紙を使用しています。

PRINTED WITH
SOYINK

2100